

(電子メール施行)
教体 第1176号
平成21年5月1日

各 県 立 学 校 長 様

兵 庫 県 教 育 長

「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 Ver.1」について

新型インフルエンザに係る対応については、これまでも注意喚起を図ってきましたが、昨日、WHOが警戒レベルをフェーズ5（世界的大流行の一步手前の段階）に引き上げるなど、感染拡大が懸念される状況となっています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会として、各県立学校において新型インフルエンザに対して効果的な対策がとれるよう、別添「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 Ver.1」を作成しました。

ついでには、本行動計画をもとに各学校の実情を考慮した具体的な計画を策定するなど、適切に対応願います。

また、現時点では、国内発生には至っていませんが、引き続き注意喚起及び情報収集に努めるとともに、国内発生に至った場合は、「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」に基づき、臨時休業等を指示することがありますのでご留意願います。

なお、「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 Ver.1」は、今後の状況の変化に応じて、適宜修正を行うこととしています。

記

送付内容

「県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画 Ver.1」 【別添】

本件連絡先

兵庫県教育委員会事務局

体育保健課 保健安全係（担当：升川）

電話 078 - 362 - 3789 ファックス 078 - 362 - 3959

E-mail kiyonori_masukawa@pref.hyogo.lg.jp

県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画

Ver. 1

兵庫県教育委員会

平成21年5月

本計画は、「兵庫県新型インフルエンザ対策計画（平成 21 年 4 月）」に基づき、県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画を策定したものである。

各県立学校においては、本計画を参考に、新型インフルエンザ対策についての共通認識と理解を深め、学校の実情に応じた具体的な対策が円滑に推進されるよう活用ください。

なお、内容は今後の状況の変化に応じて、適宜修正をおこなうこととします。

県立学校における新型コロナウイルス対応行動計画の概要

兵庫県教育委員会

0 前段階(未発生期)	第二段階 (国内発生早期) 県外(近隣府県以外)で発生した場合	第二段階(国内発生早期) 県内または近隣府県で発生した場合 第三段階(感染拡大・まん延・回復期)	第四段階(小康期)	教育的配慮をすべき事項等(共通事項)																									
<p>1 新型コロナウイルスに関する情報の収集</p> <p>2 児童生徒、教職員の緊急連絡体制等の整備</p>	<p>1 情報収集及び周知 国及び県教育委員会から伝達される情報を的確に把握 新型コロナウイルスの県内発生(近隣府県含む)が確認された時に、臨時休業となる場合もあること等、対応方針を児童生徒、保護者、教職員に迅速かつ確実に周知</p>	<p>(兵庫県新型コロナウイルス対策計画(平成21年4月))</p> <p>原則として、県内において第1例目の患者が確認された時点で、県下の全ての学校、通所施設等に臨時休業を要請する。なお、近隣府県で学校等の臨時休業が実施された場合には、県内で患者が確認されていない場合にも臨時休業の判断を行うことがある。臨時休業が実施された場合は、国に報告するとともに、回復期になれば、7日ごとに厚生労働省と協議して、臨時休業の解除時期を検討する。</p>	<p>1 臨時休業の解除 県教育委員会からの指示を受け、速やかに解除</p>	<p>1 情報提供 新型コロナウイルスの発生により、社会的な混乱が生じる恐れがあることから、教職員は、児童生徒等が不安や動揺をせず適切な行動がとれるよう分かりやすく的確に指示 十分な打合せを実施し、正確な情報を伝達 患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意 海外に留学中や旅行中の児童生徒等に対して、必要に応じ、以下の情報を伝え、相談に対応</p>																									
<p>第一段階(海外発生期)</p>	<p>2 児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の奨励 感染防止のために、児童生徒、保護者、教職員に対して以下の措置等を実施 感染防止と健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起 マスクの着用、うがい・手洗いを徹底 「咳(せき)エチケット」の徹底 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛</p>	<p>1 臨時休業の措置 県教育委員会からの指示を受け、速やかに実施 県教育委員会と学校は密に連絡・連携</p>	<p>2 臨時休業解除の連絡 緊急連絡体制により、児童生徒、保護者に迅速かつ確実に連絡(ホームページ等にも掲載)</p>	<p>ア 新型コロナウイルスの症状、感染経路等・効果的な予防法(人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等)</p>																									
<p>1 情報収集及び周知 国及び県教育委員会から伝達される情報を的確に把握 情報を整理し、児童生徒、保護者、教職員に迅速かつ確実に周知 保護者等に最新の学校情報(ホームページ等)を提供できる体制の整備</p> <p>2 児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の奨励 児童生徒、保護者、教職員への新型コロナウイルスに関する情報の提供 うがい・手洗いを励行 「咳(せき)エチケット」の励行</p>	<p>3 サーベイランス(児童生徒の健康状態の監視)</p> <p>インフルエンザ様症状 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等</p> <p>児童生徒の健康観察を毎日実施(家族にインフルエンザ様症状の人がいないかも確認) 家庭での健康観察で、インフルエンザ様症状があれば、直ちに健康福祉事務所(保健所)に相談するよう指導 登校後、インフルエンザ様症状が確認された児童生徒については、直ちに保護者に連絡するとともに、状況に応じ、保護者または学校が、健康福祉事務所(保健所)に相談</p>	<p>2 臨時休業の連絡 緊急連絡体制により、児童生徒、保護者に迅速かつ確実に連絡(ホームページ等にも掲載)</p> <p>3 臨時休業中の学習指導 教科書、問題集等の課題提示による自宅学習を基本として学習指導を実施 児童生徒の自宅学習用として利用可能なテレビ・ラジオの教育放送等を紹介</p> <p>4 臨時休業中の生活指導 外出の自粛、規則正しい生活、自主的な勉強の進め方、家の手伝いなど、臨時休業中の生活のポイントとなる資料を作成して指導</p> <p>5 サーベイランス(児童生徒の健康状態の監視)の継続実施</p>	<p>3 学校施設等の点検 学校再開に備え、学校施設等を点検</p> <p>4 学校再開後の対応 児童生徒、教職員の健康状態を把握</p>	<p>イ 症状を呈した場合の対応(医療機関受診等)</p> <p>ウ 海外での発生状況</p> <p>エ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意</p> <p>オ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法(在外公館への連絡等)</p> <p>カ 帰国する際の相談窓口等</p>																									
<p>3 海外修学旅行、留学等への対応 海外修学旅行等については、新型コロナウイルスの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め検討 海外旅行、留学等については、新型コロナウイルスが発生している国・地域への渡航はできるだけ避けるよう指導 発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対して、インフルエンザ様症状を呈した場合、直ちに健康福祉事務所(保健所)に相談するよう、あらかじめ指導</p> <p>4 国内・県内発生に備えた体制の点検・確認 行動計画の作成 緊急連絡体制等の確立</p>	<p>4 行事・部活動等への対応 県域を越えた学校行事(修学旅行、遠足、校外学習等)は中止または延期、実施方法の検討 部活動については、県域を越えた練習試合を自粛。全国大会やブロック大会等は開催状況から参加を判断</p>	<p>6 臨時休業中の児童生徒、教職員の健康状態等の定期的な把握</p> <p>7 臨時休業中の部活動の禁止</p> <p>8 臨時休業中における教職員の勤務体制の整備</p>	<p>【参考】発生段階の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">県対策計画 (平成21年4月)</th> <th>WHO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前段階</td> <td>未発生期</td> <td>フェーズ 1・2・3 A・B</td> </tr> <tr> <td>第一段階</td> <td>海外発生期</td> <td>フェーズ 4・5・6 A</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>国内発生早期</td> <td>フェーズ 4 B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三段階</td> <td>感染拡大期</td> <td>フェーズ 5 B</td> </tr> <tr> <td>まん延期</td> <td>フェーズ 6 B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三段階</td> <td>まん延期</td> <td>フェーズ 6 B</td> </tr> <tr> <td>回復期</td> <td>フェーズ 6 B</td> </tr> <tr> <td>第四段階</td> <td>小康期</td> <td>フェーズ 7</td> </tr> </tbody> </table>	県対策計画 (平成21年4月)		WHO	前段階	未発生期	フェーズ 1・2・3 A・B	第一段階	海外発生期	フェーズ 4・5・6 A	第二段階	国内発生早期	フェーズ 4 B	第三段階	感染拡大期	フェーズ 5 B	まん延期	フェーズ 6 B	第三段階	まん延期	フェーズ 6 B	回復期	フェーズ 6 B	第四段階	小康期	フェーズ 7	<p>オ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法(在外公館への連絡等)</p> <p>カ 帰国する際の相談窓口等</p> <p>留学や海外旅行等の予定のある児童生徒には、必要な情報の提供を行うとともに、発生国・周辺地域への留学等については、新型コロナウイルスの発生状況等を踏まえた上で、渡航自粛も含め、検討するよう保護者等に周知</p>
県対策計画 (平成21年4月)		WHO																											
前段階	未発生期	フェーズ 1・2・3 A・B																											
第一段階	海外発生期	フェーズ 4・5・6 A																											
第二段階	国内発生早期	フェーズ 4 B																											
第三段階	感染拡大期	フェーズ 5 B																											
	まん延期	フェーズ 6 B																											
第三段階	まん延期	フェーズ 6 B																											
	回復期	フェーズ 6 B																											
第四段階	小康期	フェーズ 7																											
<p>5 県内または近隣府県の発生に備えた準備 県内(近隣府県含む)発生以降の対応(臨時休業等)の準備 国内発生以降の部活動等の対応(国内発生時の全国大会、ブロック大会への出場禁止や臨時休業中の部活動の中止)の準備 臨時休業中の教職員の役割分担等を整備 臨時休業中の学習課題の作成</p>			<p>【参考】発生段階の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">県対策計画 (平成21年4月)</th> <th>WHO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前段階</td> <td>未発生期</td> <td>フェーズ 1・2・3 A・B</td> </tr> <tr> <td>第一段階</td> <td>海外発生期</td> <td>フェーズ 4・5・6 A</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>国内発生早期</td> <td>フェーズ 4 B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三段階</td> <td>感染拡大期</td> <td>フェーズ 5 B</td> </tr> <tr> <td>まん延期</td> <td>フェーズ 6 B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三段階</td> <td>まん延期</td> <td>フェーズ 6 B</td> </tr> <tr> <td>回復期</td> <td>フェーズ 6 B</td> </tr> <tr> <td>第四段階</td> <td>小康期</td> <td>フェーズ 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>A:海外発生 B:国内発生</p>	県対策計画 (平成21年4月)		WHO	前段階	未発生期	フェーズ 1・2・3 A・B	第一段階	海外発生期	フェーズ 4・5・6 A	第二段階	国内発生早期	フェーズ 4 B	第三段階	感染拡大期	フェーズ 5 B	まん延期	フェーズ 6 B	第三段階	まん延期	フェーズ 6 B	回復期	フェーズ 6 B	第四段階	小康期	フェーズ 7	<p>2 心のケアの準備 児童生徒等が新型コロナウイルスに対して、過度な不安や恐怖を抱くことのないよう、学校医やスクール(キャンパス)カウンセラーと協議しながら対応 児童生徒の心のケアについて、保護者や児童生徒の意向を確認しながら対応</p>
県対策計画 (平成21年4月)		WHO																											
前段階	未発生期	フェーズ 1・2・3 A・B																											
第一段階	海外発生期	フェーズ 4・5・6 A																											
第二段階	国内発生早期	フェーズ 4 B																											
第三段階	感染拡大期	フェーズ 5 B																											
	まん延期	フェーズ 6 B																											
第三段階	まん延期	フェーズ 6 B																											
	回復期	フェーズ 6 B																											
第四段階	小康期	フェーズ 7																											

目 次

県立学校における新型インフルエンザ対応行動計画の概要

1	新型インフルエンザとは	1
	(1) 新型インフルエンザの発生時期・期間	
	(2) 初発発生場所・国内侵入	
	(3) 新型インフルエンザの特徴	
	(4) 人的被害	
2	発生段階に応じた対応	3
3	新型インフルエンザ対応危機管理体制	4
	(1) 県立学校における新型インフルエンザ対応危機管理体制	
	(2) 県立〇〇学校 新型インフルエンザ対策本部	
4	新型インフルエンザ発生時の県教育委員会からの情報伝達経路	5
	(1) 兵庫県新型インフルエンザ対策本部の決定事項の伝達	
	(2) 新型インフルエンザ緊急連絡体制	
5	新型インフルエンザ発生時の県立学校にける基本的対応	6
	0 前段階（未発生期：新型インフルエンザが発生していない状態）	
	Ⅰ 第一段階（海外発生期）	7
	Ⅱ 第二段階（国内発生早期）	9
	Ⅲ 第二段階（県内発生（隣県含む）早期）・第三段階（県内感染拡大・まん延・回復期）	11
	Ⅳ 第四段階（小康期）	13
6	教育的配慮をすべき事項等（共通事項）	14

< 資 料 >

1	生活指導参考資料（保護者向け）	15
2	臨時休業中の教職員の業務体制モデル	18
3	学習指導参考資料	19
4	健康観察票・健康観察結果報告書	20
5	新型インフルエンザに関する相談窓口について	22
6	用語解説	23
7	インフルエンザ情報ホームページ URL	27
8	新型インフルエンザにかかる公立学校等への連絡体制について	28

1 新型インフルエンザとは

(1) 新型インフルエンザの発生時期・期間

新型インフルエンザの発生時期の予測は困難であるが、新型インフルエンザウイルスは鳥インフルエンザウイルスとヒトインフルエンザウイルスが再集合すること等により変異し、出現するとされていることから、鳥インフルエンザ対策を強化することにより、新型インフルエンザの出現を可能な限り遅らせるとともに、発生に備えた体制を構築しておくことが重要である。

また新型インフルエンザの流行期間としては、仮に第1波を8週間と想定している。

(2) 初発発生場所・国内侵入

鳥、豚、人が身近な環境で共に生活している東南アジアから中国にかけて、鳥インフルエンザウイルスによる感染が広がっている状況を考慮すると、新型インフルエンザの発生する地域は、東南アジアから中国である可能性が最も高いと考えられ、早期に国内に侵入することも想定される。

また、新型インフルエンザの発生後、WHOの患者認知から新型ウイルスの確認・発生としての発表までに一定の調査確認期間（2週間程度。ただし長い場合は3か月）を要し、発表時点では、すでに国内に持ち込まれていることも考えられる。

このため、海外での新型インフルエンザ発生疑いの濃い段階からの対応が必要であり、発表時点ではすでに国内や県内に患者が存在している可能性があることも想定しておく必要がある。

(3) 新型インフルエンザの特徴

新型インフルエンザが未発生であるため、以下は鳥インフルエンザ等の知見に基づいた仮の想定である。

ア 感染経路

飛沫感染（感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫を健康な人が鼻や口から吸い込むことによる感染）及び接触感染（感染者の咳、くしゃみ等が付着した手で机、ドアノブ等を触れた後に、別の人がその部位に触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによる感染）が主であり、空気感染（飛沫核による伝播）は完全に否定できないものの頻度は少ない。

イ 潜伏期間

2～8日間（最大17日間）

ウ 臨床症状

突然の高熱（ほとんどは38℃以上）、急性呼吸器症状（咳、くしゃみ、呼吸困難）

オ 周囲への感染可能期間

患者が発症した日の1日（24時間）前より、解熱した0日目として解熱後7日目まで（発症者が12歳以下の場合は発症した日を0日目として発症後21日目まで）

カ 治療・予防

新型インフルエンザの主症状の軽減や病悩期間を短縮する治療薬として、通常のインフルエンザに対して使用されている抗インフルエンザウイルス薬（商品名「タミフル」「リレンザ」）が一定程度有効と考えられており、内服薬であり小児にも使用できるタミフルを中心に国・都道府県で備蓄を進めている。

予防には、ワクチン接種が有効であるが、新型インフルエンザ専用のワクチン（パンデミックワクチン）は、新型インフルエンザ発生後、新型インフルエンザウイルスを基に製造されるため、接種可能となるまでに数か月を要し、流行のピークに間に合わない可能性が高いと考えられている。

そのため、鳥インフルエンザ（H5N1）を基に製造されたプレパンデミックワクチンが国において備蓄されており、有効性・安全性を評価するための臨床研究の結果を踏まえ、医療従事者・社会機能維持者等を対象に、接種を進めることが検討されている。

（４）人的被害（米国 CDC 推計モデル参考）

項目	国の想定 ※1	県の想定 ※2
① 罹患割合	25%が罹患する。	同左
② 外来受診患者数	約1,300万～約2,500万人	約57万～約110万人
③ 入院患者数 ※3	約53万～約200万人	約23,000～約88,000人
④ 死亡者数 ※3	約17万～約64万人	約7,500～約28,000人

※1 国の新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議の「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下、単に「国の計画」という。）（平成21年2月）から引用

※2 県の想定は、国の想定を人口按分して算定した。

（参考）平成21年2月1日推計人口（概数）

全国12,760万人（A） 兵庫県559万8000人（B） $B/A \approx 0.04387$

※3 ②の上限値約2,500万人を基にアジアインフルエンザを中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2.0%）として推計したもの

（兵庫県における流行のピーク時の被害予測）

- ア 1日新規外来患者数：9,400人
- イ 1日最大患者数：70,900人
- ウ 1日新規入院患者数：700人
- エ 1日最大必要病床数：5,000床

なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の使用や外出自粛や学校の休業などの効果、衛生状況等については考慮されていない。

〔兵庫県新型インフルエンザ対策計画（平成21年4月）より〕

2 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ対策は、発生の段階に応じた対応をとる。新型インフルエンザの未発生期から、海外発生期、国内発生早期、感染拡大期・まん延期・回復期、小康期に至るまでを5段階に分類する。

発生段階		状態	フェーズ (WHO)
前段階	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	フェーズ 1・2・3 A・B
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ 4・5・6 A
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ 4 B
第三段階		患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
	感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	フェーズ 5 B
	まん延期	入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	フェーズ 6 B
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	フェーズ 7

A: 海外発生 B: 国内発生

3 新型インフルエンザ対応危機管理体制

(1) 県立学校における新型インフルエンザ対応危機管理体制

新型インフルエンザ対策は、ひとつの感染症対策という枠を超えた「危機管理」の視点からの取り組みが求められる。

このため、学校は、新型インフルエンザが国内外で発生し、またはその疑いがある場合に事態を的確に把握するとともに、児童生徒の安全を確保するために緊急かつ総合的な対応を行うため、発生段階に応じた次の危機管理体制を定め、迅速かつ適切な対応を行うこととする。

【発生段階と危機管理体制】

発生段階		組織体制	フェーズ (WHO)
前段階	未発生期	職員会議等で協議・対応	フェーズ 1・2・3 A・B
第一段階	海外発生期		フェーズ 4・5・6 A
第二段階	国内発生早期	県立〇〇学校インフルエンザ対策本部	フェーズ 4 B
第三段階	感染拡大期		フェーズ 5 B
	まん延期		フェーズ 6 B
	回復期		
第四段階	小康期		フェーズ 7

A: 海外発生 B: 国内発生

(2) 県立〇〇学校 新型インフルエンザ対策本部

ア 開催目的

「県立〇〇学校新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）」は、新型インフルエンザの健康被害を最小限にとどめるため、第二段階以降において臨時休業となった場合の対応を整備するなど対策を協議・決定するために開催する。

イ 開催基準

「対策本部」は、本部長（校長）が召集し開催する。

本部長（校長）が執務できないときは、副本部長（教頭又は事務長）が職務代理を行う。

また、必要に応じ、学校医・PTA会長等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型インフルエンザに関する基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議・決定することとする。

ウ 構成

本部長：校長

副本部長：教頭、事務長

本部長：教職員

※状況に応じて、学校医、PTA 会長などの意見を求める。

エ. 協議事項

- ・情報収集及び周知
- ・児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の強化
- ・サーベイランス(児童生徒の健康状態の監視)
- ・行事・部活動等への対応
- ・臨時休業措置への対応

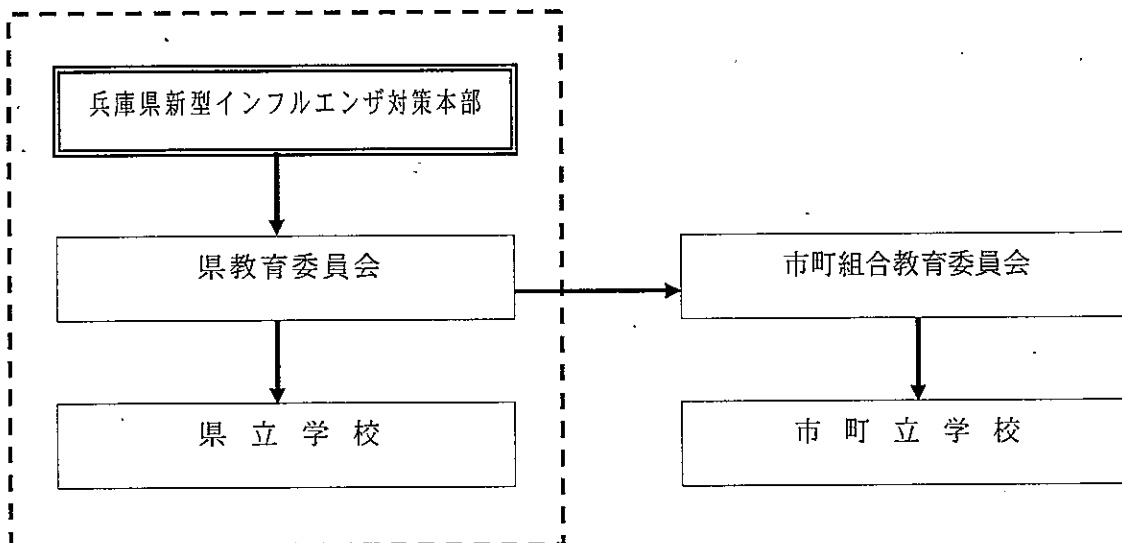
4 新型インフルエンザ発生時の県教育委員会からの情報伝達経路

(1) 兵庫県新型インフルエンザ対策本部の決定事項の伝達

「国内で発生またはその疑いがあるとき」、「海外で発生したとき」、「海外で発生した疑いがある場合で、知事が必要と認めるとき（発生が疑われる地域が、わが国との交流が活発なアジアや北米である場合など）」、県では、知事を本部長とする24時間体制の「新型インフルエンザ対策本部」が設置される。

県教育委員会からは、新型インフルエンザ対策本部会議の協議・決定を踏まえ、迅速に必要な情報の伝達が行われる。

(2) 新型インフルエンザ緊急連絡体制



※臨時休業：県立学校へは、県教育委員会が指示。

：市町組合教育委員会へは、県教育委員会が要請。

5 新型インフルエンザ発生時の県立学校における基本的対応

0 前段階（未発生期：新型インフルエンザが発生していない状態）

新型インフルエンザ未発生期においては、第一段階（海外発生期）以降の事態に備え、迅速かつ組織的な行動が実施できる校内体制の構築が必要である。このため、前段階の時点では、新型インフルエンザに関する情報の収集及び児童生徒、教職員の緊急連絡体制等の整備をする。

【対応】

1 新型インフルエンザに関する情報の収集

海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、国（厚生労働省・文部科学省）や県教育委員会から伝達された情報について、的確に把握する。

2 児童生徒、教職員の緊急連絡体制等の整備

- ① 県教育委員会と学校との連絡体制を確認する。
- ② 感染が拡大し、臨時休業になった場合も想定して、各家庭とファクシミリや電子メールを利用した連絡手段等を確立する。
- ③ 教職員の連絡体制を確認する。

I 第一段階（海外発生期）

海外で新型インフルエンザが発生した場合、職員会議等を活用し、学校医と連携しながら、感染防止対策の実施と国内発生に備えた体制を整備する。

【対応】

1 情報収集及び周知

- ① 海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、国や県教育委員会から伝達された情報について、的確に把握する。
- ② 得られた情報を整理し、種々の方法・ルートを用いて、児童生徒、保護者、教職員に迅速かつ確実に情報提供を行う。
- ③ 保護者等に最新の学校情報をホームページ等により提供できる体制を整備しておく。

2 児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の奨励

- ① 児童生徒、保護者、教職員への新型インフルエンザに関する情報を正確に提供し、情報の共有を図る。
- ② 児童生徒、教職員に対して、うがい・手洗いを励行するよう指導する。
- ③ 児童生徒、教職員に対して、「咳（せき）エチケット」を心がけるよう指導する。

3 海外修学旅行、留学等への対応

- ① 海外修学旅行等については、新型インフルエンザの発生状況等、関係情報を踏まえた上で、自粛を含め検討する。
- ② 海外旅行、留学等については、新型インフルエンザが発生している国・地域への渡航はできるだけ避けるよう指導する。
- ③ 発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対して、インフルエンザ様症状を呈した場合、直ちに健康福祉事務所（保健所）に相談するよう、あらかじめ指導する。

4 国内・県内発生に備えた体制の点検・確認

- ① 新型インフルエンザが国内で発生した場合に備え、各学校の特性等を考慮した行動計画を作成する。
- ② 国内・県内で発生した場合に備え、関係機関や保護者、教職員との連絡網などについて、十分に整備・確認する。

5 県内または近隣府県の発生に備えた準備

- ① 県内（近隣府県を含む）の発生以降の対応（臨時休業等）について、保護者への「臨時休業お知らせ」をあらかじめ作成しておく。（資料1）
- ② 国内の発生以降の部活動等の対応（国内発生時の全国大会、ブロック大会への出場禁止や臨時休業中の部活動中止）についてあらかじめ確認する。
- ③ 各学校の実情に応じて、臨時休業中の教職員の役割分担等を整備する。（資料2）
- ④ 臨時休業中の学習課題を作成する。（資料3）

II 第二段階（国内発生早期） ※県外（近隣府県以外）で発生した場合

国内において新型インフルエンザが発生した場合は、直ちに「〇〇学校新型インフルエンザ対策本部」を設置し、健康被害を最小限にとどめるため、次の対策を実施するとともに、県内または近隣府県において発生した際の対応を整備する。

【対応】

1 情報収集及び周知

- ① 国及び県教育委員会から伝達される新型インフルエンザに関する情報を的確に把握する。
- ② 新型インフルエンザの県内発生（近隣府県含む）が確認された時には、県教育委員会の指示により臨時休業となる場合もあること等、対応方針を児童生徒、保護者、教職員に迅速かつ確実に周知する。

2 児童生徒・教職員に対する感染拡大防止策の強化

感染防止のために、児童生徒、保護者、教職員に対して以下の措置等を実施する。

- ① 感染防止と健康状態の自己把握に努めるよう注意喚起する。
- ② マスクの着用、うがい・手洗いを徹底する。
- ③ 「咳（せき）エチケット」を徹底する。
- ④ 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

3 サーベイランス（児童生徒の健康状態の監視）

※ インフルエンザ様症状

38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等

- ① 児童生徒の健康観察（家庭検温）を毎日実施する。あわせて、家族にインフルエンザ様症状の人がいないかどうか確認する。（資料4）
- ② 家庭での健康観察で、インフルエンザ様症状があれば、登校せず、直ちに健康福祉事務所（保健所）に相談するよう指導する。（資料5）
- ③ 登校後、インフルエンザ様症状が確認された児童生徒については、直ちに保護者に連絡するとともに

に、状況に応じ保護者または学校が健康福祉事務所（保健所）に相談する。

4 行事・部活動等への対応

- ① 県域を越えた学校行事（修学旅行、遠足、校外学習等）は、目的地となる当該都道府県（隣接県を含む）の新型インフルエンザ発生状況を勘案し、中止や延期、目的地の変更を行うとともに、不特定多数の集客施設への入場についてもできる限り自粛する。

なお、その他の学校行事についても、感染防止に配慮しながら実施方法を工夫する。

- ② 部活動については、県域を越えた練習試合を自粛する。また、全国大会やブロック大会等は、開催状況から参加を判断する。

Ⅲ 第二段階（県内発生（隣県含む）早期）・第三段階（県内感染拡大・まん延・回復期）

新型インフルエンザの流行期間は、第一波が8週間と想定されることから、県内または近隣府県で新型インフルエンザが発生した場合は、兵庫県新型インフルエンザ対策計画（平成21年4月）に基づき、県立学校を臨時休業とする。

原則として、県内において第1例目の患者が確認された時点で、県下の全ての学校、通所施設等に臨時休業を要請する。なお、近隣府県で学校等の臨時休業が実施された場合には、県内で患者が確認されていない場合にも臨時休業の判断を行うことがある。臨時休業が実施された場合は、国に報告するとともに、回復期になれば、7日ごとに厚生労働省と協議して、臨時休業の解除時期を検討する。

〔兵庫県新型インフルエンザ対策計画（平成21年4月）〕

なお、教職員は、臨時休業中の児童生徒の学習指導、生活指導、健康状態の把握・報告、教材研究等を行う。

【対応】

1 臨時休業の措置

- ① 県教育委員会からの指示を受け、速やかに臨時休業を実施する。
- ② 臨時休業中には、県教育委員会と学校は、連絡・連携を密にする。

2 臨時休業の連絡

緊急連絡体制により、児童生徒、保護者に迅速かつ確実に連絡（ホームページ等にも掲載）する。

3 臨時休業中の学習指導

- ① 教科書、問題集等の課題提示による自宅学習を基本として学習指導を実施する。
- ② 児童生徒の自宅学習用として利用可能なテレビ・ラジオの教育放送等を紹介する。

（資料3 再掲）

4 臨時休業中の生活指導

外出の自粛、規則正しい生活、自主的な勉強の進め方、家の手伝いなど、臨時休業中の生活のポイントとなる資料を作成して指導する。

5 サーベイランス（児童生徒の健康状態の監視）の継続実施

- ① 児童生徒の健康観察（家庭検温）を毎日実施する。あわせて、家族にインフルエンザ様症状の人がいないかどうかを確認する。（資料4 再掲）
- ② インフルエンザ様症状があれば、直ちに健康福祉事務所（保健所）に相談するよう指導する。

6 臨時休業中の児童生徒、教職員の健康状態等の定期的な把握

- ① 担任等を通して児童生徒等の健康状態等を把握するとともに、その結果を県教育委員会に報告する。（資料4 再掲）
- ② 教職員がインフルエンザ様症状を呈した場合、健康が回復するまで出勤停止や自宅待機とする。

7 臨時休業中の部活動の禁止

部活動や各種大会等への参加を禁止する。

8 臨時休業中の教職員の勤務体制の整備

- ① 各学校の実態に応じ、臨時休業中における教職員の勤務体制を整備する。
- ② 保育園や介護施設等が閉鎖され、出勤が困難になった場合の勤務については配慮する。

IV 第四段階（小康期）

【対応】

1 臨時休業の解除

- ① 新型インフルエンザの患者が減少し、低い水準でとどまるなど、おさまりを見せるころには、学校を再開するために必要な準備をする。
- ② 臨時休業の解除については、県教育委員会の指示を受け、速やかに実施する。

2 臨時休業解除の連絡

臨時休業解除について、緊急連絡体制により、迅速かつ確実に児童生徒、保護者等へ連絡するとともに、ホームページ等にも掲載する。

3 学校施設等の点検

児童生徒の登校再開に備え、学校施設・設備に不備がないかどうか点検する。

4 学校再開後の対応

- ① 流行の第二波に備え、児童生徒、教職員の健康観察を当面毎日実施する。
- ② 児童生徒、教職員に対して、うがい・手洗いを励行などの感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を行う。

6 教育的配慮をすべき事項等（共通事項）

1 情報提供

- ① 新型インフルエンザの発生により、社会的な混乱が生じる恐れがあることから、教職員は、児童生徒等が不安や動揺をせず適切な行動がとれるよう分かりやすく的確に指示を行う。
- ② 職員間の十分な打合せを実施し、児童生徒及び保護者に正確な情報を伝達する。
- ③ 患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意する。
- ④ 海外に留学中や旅行中の児童生徒等に対して、必要に応じ以下の情報を伝え、相談に対応する。
 - ア 新型インフルエンザの症状、感染経路等、効果的な予防法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
 - イ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ウ 海外での発生状況
 - エ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
 - オ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
 - カ 帰国する際の相談窓口 等
- ⑤ 留学や海外旅行等の予定のある児童生徒には、必要な情報の提供を行うとともに、発生国・周辺地域への留学等については、新型インフルエンザの発生状況等を踏まえた上で、渡航自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知する。

2 心のケアの準備

- ① 児童生徒等が新型インフルエンザに対して、過度な不安や恐怖を抱くことのないよう、学校医やスクール（キャンパス）カウンセラーと協議しながら対応する。
- ② 児童生徒の心のケアについて、保護者や児童生徒の意向を確認しながら対応する。

臨時休業のお知らせ

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新型インフルエンザの感染者が〇〇県で確認されました。

このため、生徒への感染拡大を未然に防止するため、本日から安全が確認できる期間まで、本校は臨時休業（休校）します。

この間は、生徒自身への感染を予防するため、不要不急な外出は絶対に避け、不特定多数の人と接触機会がないように自宅で過ごすようにさせてください。

臨時休業中は学習計画表を作成し、指示された課題や読書などで自主的に学習させてください。質問等がある場合は、電話やメール等により担任等に尋ねるように伝えてください。

なお、外出が制限され、不自由な生活が長期となり、気分を発散することも十分できなくなり、精神的に落ち込むことが十分考えられますので、心のケアについてよろしくお願いします。

また、生徒や家族の健康状況等に変化があった場合は、すぐに学校（担任）に報告するようにさせてください。

1 感染防止のため、次の点に留意してください。

- (1) 食事前や、トイレの後には必ず手洗いをする。それ以外でもこまめに手洗いをする。
- (2) 窓を開けて、こまめに掃除したり、空気を入れ換えたりする。
- (3) 部屋が乾燥しないようにぬらしたタオルを部屋につるすなど工夫する。
- (4) バランスのよい食事を心がけ、夜更かしなどせず、十分な睡眠をとる。

2 家庭生活等においては、次の点に留意してください。

- (1) 食生活のリズムをしっかり保ち、特に朝食をとる。
- (2) 深夜までのテレビ、ラジオなどの視聴による夜更かしなどで生活リズムを崩すことがないようにさせてください。
- (3) 家族の一員として家事の手伝いなどをさせてください。
- (4) 健康管理のため、部屋でできる運動を心がける。

3 新型インフルエンザに感染した場合

- (1) 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば、直ちに健康福祉事務所（保健所）に相談し、新型インフルエンザに感染している場合は必ず学校（担任）に連絡してください。

□ 新型インフルエンザに関する相談窓口

	健康福祉事務所（保健所）等	連絡先	受付時間
1	兵庫県疾病対策室	直通 078-362-3226	9:00~21:00
2	芦屋健康福祉事務所	地域保健課 0797-32-0257	24 時間対応
3	宝塚健康福祉事務所	健康管理課 0797-74-7099	
4	伊丹健康福祉事務所	健康管理課 072-777-4111	
5	加古川健康福祉事務所	健康管理課 079-422-0006	

6	明石健康福祉事務所	健康管理課 078-917-1128	24 時間対応	
7	加東健康福祉事務所	健康管理課 0795-42-6287		
8	中播磨健康福祉事務所	地域保健課 0790-22-1234		
9	龍野健康福祉事務所	健康管理課 0791-63-5143		
10	赤穂健康福祉事務所	地域保健課 0791-43-2321		
11	豊岡健康福祉事務所	健康管理課 0796-26-3671		
12	朝来健康福祉事務所	地域保健課 079-672-5995		
13	丹波健康福祉事務所	健康管理課 0795-72-3488		
14	洲本健康福祉事務所	健康管理課 0799-26-2051		
	政令市保健所	感染症関係連絡先		受付時間
1	神戸市発熱相談センター	直通 078-335-2151		9:00~21:00
2	姫路市保健所	予防課 079-289-1635		
3	尼崎市保健所	保健企画課 06-4869-3010		
4	西宮市保健所	健康増進課 0798-26-3675		

(2) 県内で大流行するなど、新型インフルエンザ発生の状況によっては、新型インフルエンザに感染した場合でも、入院治療ではなく、自宅での治療や看病が必要になる場合があります。その場合、感染している子どもは、極力個室で静養させ、家族の居室と別にするとともに、マスクの着用・咳エチケットを心がけさせてください。

また、二次感染を防ぐため、手洗い・うがい等を励行し、マスクの着用をお願いしますとともに、学校にも感染したことを連絡してください。

兄弟姉妹がいる場合は、その学校にも連絡してください。マスクを着用し、咳エチケットを心がけてください。

(3) なお、家族が感染した場合には、学校にもそのことを連絡してください。

4 学校から登校の指示があった場合

新型インフルエンザに感染する危険性がなくなった場合(兵庫県新型インフルエンザ対策計画では回復期には7日ごとに厚生労働省と協議して、臨時休業の解除時期を検討する。)は、学校から学校再開の連絡があります。

しかし、家庭環境の変化等により、学校に登校できないときには、速やかに学校(又は担任の先生)に申し出ててください。

兵庫県立〇〇学校 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 メールアドレス : aaa@high-school.jp

[以下、特別支援学校へ通学している生徒の保護者対象]

5 その他

(児童福祉施設等を利用する児童生徒)

- ・児童生徒が自宅に戻った場合は、学校や施設等からの情報を踏まえ、感染の予防や外出を控える等適切にお願いします。

(医療機関に入院する児童生徒)

- ・児童生徒が自宅に戻った場合は、学校や病院等からの情報を踏まえ、感染の予防や外出を控える等適切にお願いします。
- ・障害の重い児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒については、新型インフルエンザ流行期に特に配慮すべきこと等について主治医等に確認し、その指示に基づいて適切にお願いします。

(幼児児童生徒の健康状態の把握や指導について)

- ・幼児児童生徒の健康状態を把握され、日常生活や情緒面等で不安定があった場合は、所属する特別支援学校へご相談をお願いします。
- ・幼児児童生徒の発達段階に応じ、手洗いとうがいの励行、十分な睡眠、バランスのとれた食生活について、留意願います。

〈資料2〉

臨時休業中の教職員の業務体制モデル

各学校の実情に応じ、臨時休業中における教職員の役割分担等の業務体制を整備する。

業務		業務内容(例)	担当者	留意事項	
業務の統括	情報収集・発信	・各種情報の収集整理とホームページ更新指示、学校再開情報など必要な情報の連絡指示	校長 教頭 事務長 主幹教諭 等	1 児童・生徒、教職員、学校間の連絡体制を事前に整備しておく。 2 定期的に建物内外の巡回警備を行い、施設の破損等が発見されれば、必要に応じ対応する。 3 臨時休業を解除する際には、施設及び光熱水設備等の使用前点検を行う。 4 手洗い、うがい、咳エチケットを実施する。	
	教職員の把握	・教職員との連絡体制の確認 ・新型インフルエンザ症状が現れた教職員に対し、出勤せず、保健所等の専門機関での受診を指示する。また、家族に新型インフルエンザ症状が現れた教職員に対しても同様に指示する。 ・出勤していない教職員の状況把握 ・教職員の健康状態を把握し、必要に応じて業務体制の見直しを行う。			
	継続的な連絡体制を整備するための教職員の勤務時間の割振り	・生徒休業時における児童・生徒への連絡体制の整備 ・教育委員会等への連絡体制の整備			
	教育委員会との連絡調整	・児童・生徒、教職員の健康状態、家庭の状況を県教委へ定時報告を行う。			
学習指導、生徒指導等	担任からの各種報告整理	・児童・生徒の健康状態、家庭の状況を取りまとめ、管理職に報告する。	担任 副担任 学年主任 生徒指導担当 各学年担当 等		
	学習相談体制の調整	・教職員の健康状態に応じ、学習相談体制を見直し、管理職と協議の上、児童・生徒に周知する。			
教務等	学校行事・カリキュラム等の管理	・臨時休業期間の状況等を踏まえ、学校再開に向けた学校行事、カリキュラム等の調整を行う。	教務担当 総務担当 等		
	ホームページの更新等	・管理職と協議し、適宜ホームページの更新を行い、生徒・保護者へ情報提供する。			
保健指導等	健康相談等	・児童・生徒、保護者からの健康相談に対応するとともに、児童・生徒等の健康情報等を踏まえ、関係機関等との連絡調整など必要な対応を行う。	養護教諭、 保健担当 生徒指導担当 等		
施設管理等	施設管理、総務事務	・郵便物の受取、学校あてメールの開封 ・施設・設備の保守、メンテナンス ・光熱水費の支払い ・農場、家畜等の管理	事務職員 校務員 実習員 等		

※ 上記モデルは参考例

学習指導参考資料 [自宅学習指導方針モデル(例示)]

自宅学習は、児童生徒が置かれた環境に左右されない均一の学習が行えることを基本に、教科書、副教材等を中心とした学習内容とする。

学習ツール(手法)	活用方法	留意事項
教科書、 副教材 (学習ノート、問題集等)	・授業の進度に合わせ、児童生徒が学習しておくべき教科書、問題集等のページを自宅学習の課題として指示する。	1 生徒に示す学習課題一覧表を作成する。 2 生徒に自らの学習計画を立てさせ、それに基づき学習するよう指導する。 3 学習課題は、新型インフルエンザ流行中でも自宅で学習が可能な内容とする。
学校図書館の蔵書	・推薦図書のリストを作成し、臨時休業前に児童生徒に複数冊貸し出す。	
自主学習の推奨	・自由研究や調べ学習、既習内容の復習、授業再開に向けた予習等について、各自のペースで取り組めるよう教材等の情報提供を行う。	

(特別支援学校)

特別支援学校においては、特別支援学校より指示のあった幼児児童生徒一人一人の発達段階を踏まえた家庭学習課題をご家庭においても、計画的に実施願います。

なお、文部科学省教育用コンテンツ開発事業として、以下のものがありますので参考にまでに紹介します。

「特別支援教育に役立つ Web 教材コンテンツ」

<http://kids.gakken.co.jp/campus/academy/nise2/index.html>

兵庫県教育長 様

健康観察結果報告書

県立

学校(課程

)

平成 年 月 日 () 調査

	年		年		年		年		年		教職員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
在籍者数												
高熱(38.0℃以上)												
咳をしている												
倦怠感(全身のだるさ)												
筋肉痛・関節痛がある												
下痢・腹痛をしている												
嘔吐している												
異常者合計												
欠席者数												

高熱が出て、その他にも当てはまる症状がある場合(同居の家族を含む)は、新型コロナウイルスの感染が疑われます。発熱、咳がある場合は、登校(出勤)せず、最寄の健康福祉事務所(保健所)に連絡の上、指示に従ってください。

<資料5>

新型インフルエンザに関する相談窓口について

	健康福祉事務所(保健所)等	連絡先	受付時間
1	兵庫県疾病対策室	直通 078-362-3226	9:00~21:00
2	芦屋健康福祉事務所	地域保健課 0797-32-0257	24時間対応
3	宝塚健康福祉事務所	健康管理課 0797-74-7099	
4	伊丹健康福祉事務所	健康管理課 072-777-4111	
5	加古川健康福祉事務所	健康管理課 079-422-0006	
6	明石健康福祉事務所	健康管理課 078-917-1128	
7	加東健康福祉事務所	健康管理課 0795-42-6287	
8	中播磨健康福祉事務所	地域保健課 0790-22-1234	
9	龍野健康福祉事務所	健康管理課 0791-63-5143	
10	赤穂健康福祉事務所	地域保健課 0791-43-2321	
11	豊岡健康福祉事務所	健康管理課 0796-26-3671	
12	朝来健康福祉事務所	地域保健課 079-672-5995	
13	丹波健康福祉事務所	健康管理課 0795-72-3488	
14	洲本健康福祉事務所	健康管理課 0799-26-2051	
	政令市保健所	感染症関係連絡先	
1	神戸市発熱相談センター	直通 078-335-2151	9:00~21:00
2	姫路市保健所	予防課 079-289-1635	
3	尼崎市保健所	保健企画課 06-4869-3010	
4	西宮市保健所	健康増進課 0798-26-3675	

用語解説

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスは、そのNPとM蛋白の抗原特異性に基づき、A、B及びC型の3型に分類されている。このうち、インフルエンザの流行を起こすのは、A型とB型である。A型インフルエンザウイルスはさらに、そのヘマグルチニン（赤血球凝集素：HA）及びノイラミニダーゼ（ノイラミン酸分解酵素：NA）の抗原特異性の違いにより亜型に分類される。現在、HAの亜型はH1～H16、NAの亜型はN1～N9が知られており、水鳥（特にカモ）からはこれらのすべてが分離されている。

現在、ヒトの間でインフルエンザの流行を起こしているのは、A香港型（H3N2）、Aソ連型（H1N1）及びB型ウイルスであり、現行のワクチンにはこれら3種類のウイルス抗原が含まれている。

○新型インフルエンザウイルス出現理論

（1）重複感染による出現

A型インフルエンザウイルスには8本のRNA遺伝子分節が存在し、感染細胞内でそれぞれが別個に複製される。異なるウイルスが一つの細胞に重複感染すると16本（8本+8本）の遺伝子分節がプールされ、理論的には256（16本×16本）通りの遺伝子分節の再集合体ウイルスである子ウイルスができることになる。

この中に人が未経験の亜型の表面抗原HA（ヘマグルチニン）やNA（ノイラミニダーゼ）遺伝子分節を持った再集合体ウイルスができ、人に対する感染性を獲得・保持した場合、全ての人に免疫記憶がなく、新型インフルエンザとして人の間でパンデミックを引き起こすことになる。

（2）突然変異等による出現

A型インフルエンザウイルスは、十数種類の亜型ウイルスが鳥類や豚等を自然宿主として広く地球上に分布している。そして、時に種の壁を乗り越え人にも感染することがあり、人や豚の体内で遺伝子突然変異を生じ、人の間で伝播しやすい性状を獲得する可能性がある。

○鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

○パンデミックサーベイランス

第一段階から第二段階までの間、国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。

第三段階から第四段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。

○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○感染防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切な感染防護具を準備する必要がある。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○陰圧病床

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所のこと。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤（タミフル、リレンザ）は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○PCR（Polymerase ChainReaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○発熱相談センター

都道府県及び市区町村が保健所等に設置する電話対応専門の施設。新型インフルエンザの患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。

○発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。第三段階の感染拡大期までの発熱外来は、新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。第三段階のまん延期以降における発熱外来は、感染防止策を徹底した上、新型インフルエンザの患者の外来集中に対応することに加え、軽症者と重症者のトリアージにより入院治療の必要性を判断することを目的とする。

○医療機関における予防策

(1) 標準予防策

血液、体液、分泌物(汗を除く)、排泄物等に触れるとき：手袋着用、手指消毒
血液、体液、分泌物(汗を除く)、排泄物等が飛散するとき：サージマスク・ゴーグル(フェイスシールド)・ガウン等の着用
血液、体液、分泌物(汗を除く)、排泄物等で汚染された器具・器材は適切な洗浄・消毒後、次の患者に使用

(2) 接触感染予防策

個室収容を第一とし、他疾患の患者と環境を可能な限り共有しない、使用器具の専用化

(3) 飛沫感染予防策

病床の配置は、2m以上間隔をあける。

カーテンによる区画

患者はサージカルマスク、スタッフはN95マスクの着用

(4) 空気感染予防策

個室内条件

ア 陰圧(簡易陰圧テントの作動確認の実施)

イ 6~12回/hの換気

ウ 戸外への排気

エ ドアによる病室区画

オ 患者はサージカルマスク着用

(5) 外来・入院医療(医師は診療時に、次の内容に注意する。)

- ・ 要観察例の問診強化(海外渡航歴、新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む)との接触歴等)
- ・ 待合室の区画(受診時間の区分)、疑い患者と一般患者との病室の区分
- ・ 専用のノータッチ廃棄容器の使用
- ・ 病院入口等での啓発ポスターの貼付
- ・ 要観察例のサージカルマスク着用指導(受診時、入院時)
- ・ 情報共有にかかる関係機関等との緊急連絡体制の確認

参考 インフルエンザ情報ホームページ URL

【兵庫県】

☆世界保健機関（WHO）神戸センター

<http://www.who.or.jp/indexj.html>

☆兵庫県健康福祉部健康局疾病対策室

http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw12/hw12_000000003.html#h01

☆県立健康生活科学研究所感染症情報センター

<http://www.hyogo-iphes.jp/kansen/infectdis.htm>

【国】

☆厚生労働省新型インフルエンザ関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

☆厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報（FORTH）

<http://www.forth.go.jp/>

☆外務省海外安全ホームページ

<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

☆国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/>

☆国立感染症研究所感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

☆独立行政法人動物衛生研究所

<http://niah.naro.affrc.go.jp/index-j.html>

【海外】

☆世界保健機関（WHO）（英文）

<http://www.who.int/csr/don/en/>

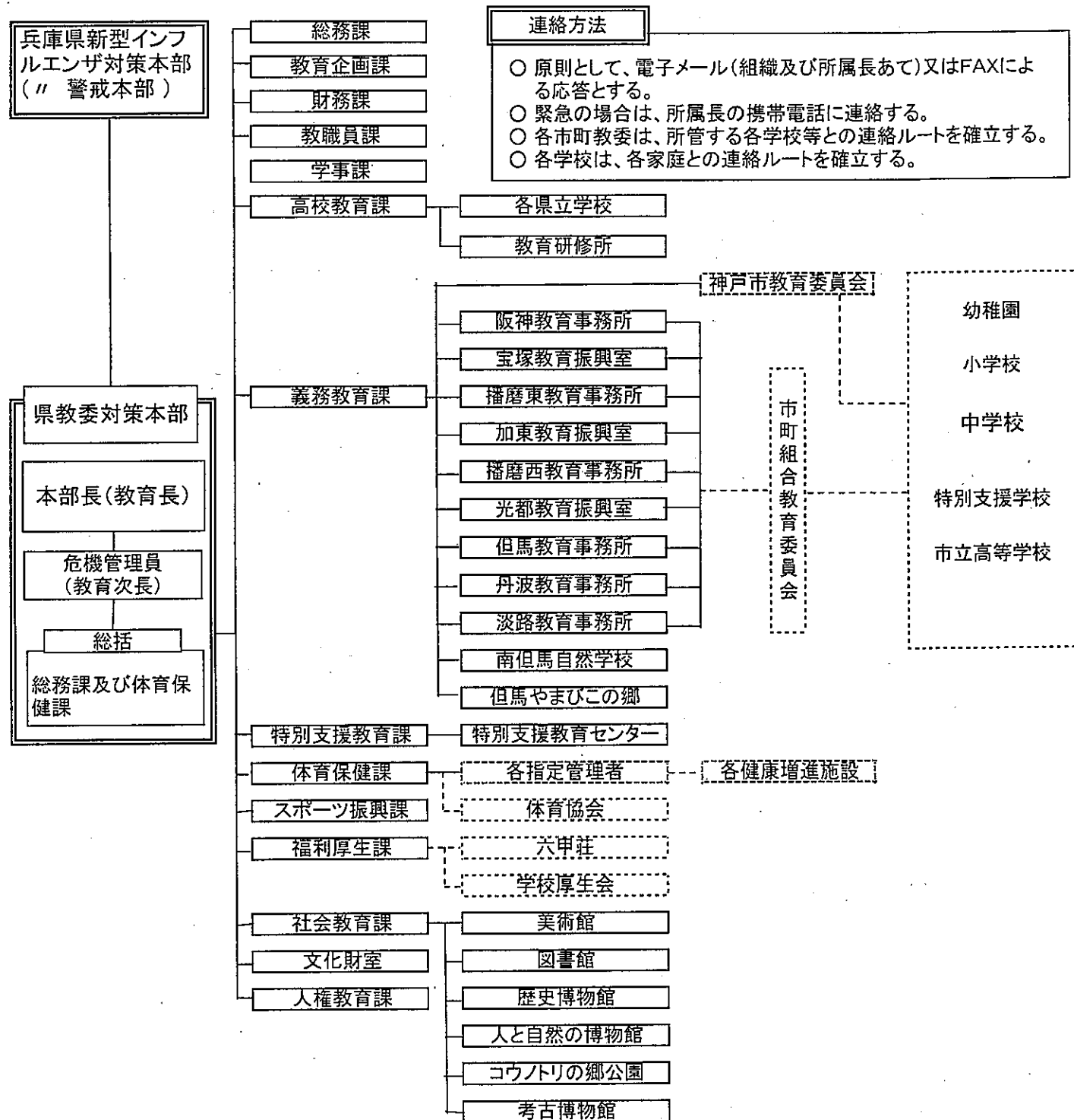
☆アメリカ疾病管理センター（CDC）（英文）

<http://www.cdc.gov/page.do>

☆国際獣疫事務局（OIE）（英文）

http://www.oie.int/fr/fr_index.htm

1 情報発信ルート



2 調査・照会等にかかる返信ルート

担当課	県立学校	教育事務所、教育振興室、神戸市
総務課・教育企画課	神戸地区	神戸市
教職員課	阪神地区	阪神教育事務所(宝塚教育振興室分を除く)
財務課		宝塚教育振興室
学事課	東播磨地区	播磨東教育事務所(加東教育振興室分を除く)
福利厚生課		加東教育振興室
義務教育課・特別支援教育課	中播磨地区	播磨西教育事務所(光都教育振興室分を除く)
高校教育課	西播磨地区	光都教育振興室
社会教育課・文化財室	但馬地区	但馬教育事務所
体育保健課・スポーツ振興課	丹有地区	丹波教育事務所
人権教育課	淡路地区	淡路教育事務所